

新型コロナウイルス緊急貸与奨学金実施要領

令和2年5月15日

学校法人別府大学理事長決定

1. 趣旨

学校法人別府大学並びに別府大学、別府大学短期大学部及び別府大学附属看護専門学校は、在籍する学生が、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトを失う等によって、生活費の支弁が一時的に困難となり、緊急に支援を必要とする場合に、この要領の定めるところにより新型コロナウイルス緊急貸与奨学金を貸与する。

2. 基金の設置

学校法人別府大学は、法人並びに別府大学外国人留学生後援会、別府大学後援会及び別府大学同窓会の拠出金を基に、「新型コロナウイルス感染症緊急貸与奨学金基金」を創設する。

3. 支援要件

緊急貸与奨学金の貸与は、次の支援要件によって行う。

- (1) 貸与金額 1人10万円以内（1万円単位）
- (2) 金 利 無利子
- (3) 返済期限 返済据置期間6カ月、返済期間2年。（貸与日の6カ月後から返済を開始し、返済開始から2年以内に返済を終えること。外国人留学生は卒業までに完済すること。経済状況の好転に応じて一括返済を可とする。）

(4) 対象者

大学、短大、看専の正規の学生で次の要件を満たす者（別科生は除く）

- ①アルバイトを失う等によって生活費の支弁が一時的に困難となった者
- ②学業を継続する強い意志を有する者
- ③学納金が納付されている者（又は確実な納付計画を有する者）

※別科生は現行の学生生徒緊急生活支援資金で対応する。

4. 申請等の事務手続

- (1) 貸与を希望する学生は、別紙「緊急貸与奨学金申請書」を学校長（窓口取扱いは大学・短大は学生課、看専は事務室）に提出する。学校長は、学科長や担任等と相談し、支援することが妥当と判断したときは、申請書を経理課に回付する。
- (2) 貸与の審査は、学校長が指名する教職員、法人事務局長、大学事務局長及び財務部長で構成する審査会で行う。審査会は必要に応じ随時開催する。
- (3) 審査、貸付、返済など本制度に係る事務は、大学事務局学生課の協力を得て、法人事務局経理課が行う。